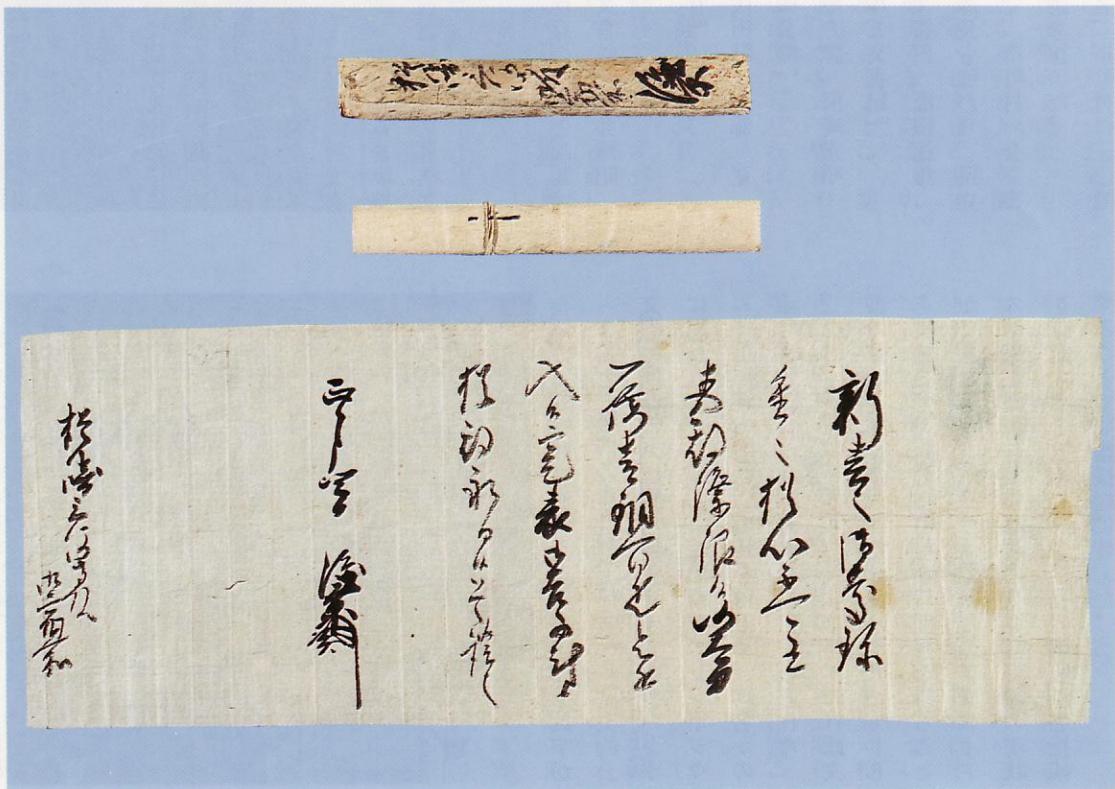


# 広島県立文書館だより

第9号  
1997年3月



## 戦国武将の手紙

戦国の世では、武将たちの「うそ」も、武略として容認された。激しい戦闘に勝利し、「家」を守るには、相手の「うそ」や心の歪みを見破り、相互の友好を図ることが必要であった。そのため、戦国時代に入ると、意思疎通の手段として、手紙が多用されることになった。「外様」宛の手紙の場合、料紙の大きさ、封の仕方、文章表現、墨の色など、細かな工夫が施された。不要な誤解や感情の行き違いが生じれば、「家」を滅ぼす恐れがあったからである。もつとも、「内々」の手紙の場合には、意思疎通を円滑にするため、そのような配慮は不要とされた。

大河ドラマの主人公、毛利元就の数多くの手紙にも、このような特色が色濃く認められる。ここに掲げた文書は、毛利元就の三男小早川隆景が、備後の有力国衆権崎豊景に宛てた年頭の挨拶状である。この儀礼的な手紙においても、切紙に行書で書面を認め、宛所には脇付わきつけを添え、細かく折り畳み、切封きりふうをして包紙に包むなど、丁重な書札礼が用いられてることに気付く。これも国衆権崎氏に対する細かな気配りの表れである。（松井輝昭）

## 行政文書・古文書保存管理講習会

本年度の講習会のテーマは、市町村の「歴史的公文書の保存」について認識を深めるところにあった。最初に、国立公文書館の高塩純子公文書課長に、「公文書館法と市町村」という講演をお願いした。公文書館法の趣旨の周知を図るためである。次いで、「歴史的公文書の保存と公開」という、シンポジウムを実施した。第一部では、問題提起と三本の報告を行った。

### 〔問題提起〕

#### 〔市町村における公文書保存の現状と課題〕

県立文書館 松井輝昭

#### 〔報告〕

#### 〔新庁舎の建設と文書保存〕

千代田町 六郷 寛

#### 〔市町村の文書管理と情報公開〕

県地方課 河崎宏明

#### 〔公文書のライフサイクルと文書館〕

広島市公文書館 原田徳雄

第二部では、高塩公文書課長も加わり、県立文書館の安藤福平の司会で、市町村の公文書の管理と保存について討論を行つた。講習会の参加者は六八名、市町村は二〇で、



アンケートの末尾に、「公文書館法をご存知ですか」という質問をした。「研究したことがある」と答えたのは、僅かに二市町村しかなかつた。「全く知らない」という市町村も一九あつた。公文書館法という法律があつても、ほとんど機能していないようである。だが、県内の四つの市町村では、文書管理規定の中で、「歴史的公文書の保存」に言及していることが分かった。他の市町村でも、公文書館法の趣旨を踏まえ、同じような条文を組み入れることを希望したい。歴史的公文書は、地域の貴重な財産である。

(松井輝昭)

### OA化の進展と文書保存

千代田町役場 六郷 寛

ここでは、ごく近い将来最も大きな問題となるであろうOA化の問題に絞つて、課題と感じていることの一端を報告したい。

なお、講習会に先立つて、「市町村の行政文書の管理・保存について」というアンケートを実施し、六六の市町村から回答を得ることができた。シンポジウムではこのアンケートの結果を報告し、市町村の公文書管理の現状を確認するとともに、二、三の問題点を指摘することで問題提起に替えた。

「一字訂正、二字抹消」などという訂正作業が、ワープロの時代になるとかなり限定された場面でしか行われなくなってきた。訂正印を押すよりも打ち直した方が、はるかに美しく、わかりやすい文書ができる。その結果、少しずつ微妙に違うが、ちょっと見たときにはほとんど同一としか思えない文書が大量に生産され、それにコピーが加わって、作成者さえもどれが最新版か、すぐには判断できないという状況がしばしば起ころうになってしまった。

加えて、簡単に文書が作成できるため参考資料の添付が容易になつたことがある。情報量が多いこと 자체は悪いことではない。しかし、その結果、「なくてはこまる」資料だけではなく「あつたほうがいい」資料が多量に添付されるようになり、加速度的に文書量が増えきつつあるのも事実である。現在を指して「情報の氾濫」と言われることがあるが、新しい「情報」が爆発的に増えていとは必ずしも思わない。急激に増えているのは、すでにある情報の引用部分ではなかろうか。

両者あいまつて行政文書は近年増加の一途をたどっている。このまま進めば、よほど大きな書庫を作り中間庫も完備させていかなければ、文書の洪水に押し流されて、最後には

かなり荒っぽい廃棄を行わざるを得なくなり、気がついたら行政文書は断片的にしか残つていかなかった、という事態に立ち至りかねないのではないか。

ところが、その行政文書のほとんどはワープロやパソコン、つまりはOA機器によって作成されるようになつてきていた。電子情報によれば大量の文章の保存・管理は紙で保存している現在とは比較にならないほど容易になる。もはや時代遅れの記録媒体となりつづあるフロッピーディスクで保存する場合でさえも、私の職場を例にとれば、ロッカーワークのスペースがあれば当分の間保管場所の心配は不要だろう。保存管理の効率は飛躍的に向上するのである。ワープロで作成した文書を紙に印字し、決裁を受けてファイルにとじ、書庫に納めてその保管場所に四苦八苦している現状は、実は大変ムダなことをしているようにも思えるのである。

紙がほとんど唯一の記録媒体であった時代には、資料の保存というとき資料の消滅をまづ問題とせざるを得なかつた。電子情報の時代に入ろうとしている今、資料の氾濫もまた、危惧すべき問題点の一つとして浮上しているように思えるのである。「資料の保存」とは「残す」ことには間違いないが、無秩序に積み上げておくことを意味しているわけではないだろう。重要なのは情報を、後世を見越した明確な方針のもとに、しっかりと管理し、伝えていくことではないだろうか。

模なLANであつても、セキュリティの重要性は飛躍的に増大する。

考えなければならない問題は種々あらうが、情報の管理、さらには「資料の廃棄」も重大な課題となつてくるのではないだろうか。行政文書には保存年限が決められている。必要な資料については保存年限を越えて、歴史資料として保存すべきなのは当然であるが、本来廃棄すべきはずの情報が廃棄されないため情報が無限定に蓄積され、管理が十分行き渡らないという事態は、あつてはならないことの一つと思える。

しかしながら、その時問題となるのが「原本」性の保証、つまりセキュリティ対策およびバックアップの問題と思う。保存管理が容易であるという特質は、容易に副本の作成ができるることをも意味している。ましてやネットワークにつないだ場合、たとえそれが小規

## 古文書の破損を防ぐために

文書館では、古文書や歴史的な行政文書を保存し、利用していただくため、整理の作業を進めている。

古文書に用いられた和紙は、植物性の長い纖維どうしだけが絡み合っているため本来は耐久性が強いことで知られる。しかし、整理の作業中、破損・汚損古文書が意外と多いことに気づく。その原因には、(1)劣悪な保存環境によるものと、(2)粗雑な取扱いによるものがある。

(1)はたとえば、濡らしたり高温多湿な場所に放置したため黴が生じたり、虫干しや防腐剤を入れるのを怠ったため、フルホンシバンムシなどの虫が古文書に孔を開けて読めなくなる例である。破損が進めば、紙が密着して文書が開けなくなったり、朽ちてしまう場合もある。



古文書を複写機に押し当ててコピーするのも考え方である。強い光と熱が一気に紙面に

合もある。

当たるからである。大切に取扱われてきた古文書と、複写を繰り返したと思われる古文書

となる直射日光、熱や塵も禁物である。



(2)は言  
い換えれば  
人為的破損

である。古文書を利用する場合は、入っていた袋や包、括り、箱などを元に戻すのはもちろんであるが、取扱いは一時的な措置ではなく、必ず長期的な保存を考慮に入れる必要がある。写真1は金属製のクリップでファイアルしたため錆の痕跡が文書の上に残り、除去できなくなつた例である。ホツチキスも同様である。セロハンテープで補修したり化学性の粘着剤を用いた付箋を使用して、粘着剤が古文書に付着したままとなつたり、変色したものもある。写真2はビニール紐で強く括つたため古文書が変形した例である。段ボール箱などに無理な姿勢で収納しても同様な被害が現れる。

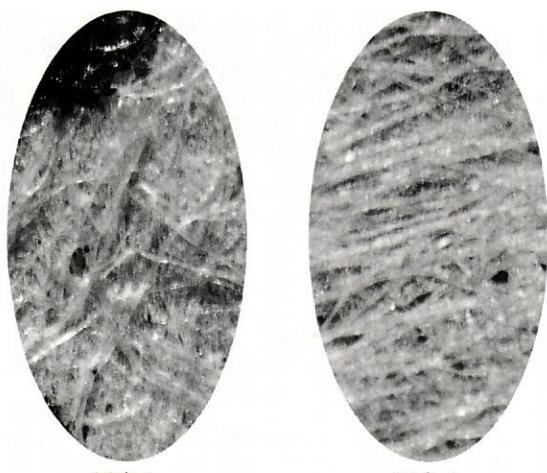


写真3

『古文書への招待』

普請場の高札と年代記

の記録から、嘉永五（一八五二）

年に起こつた太田川の大水害の

復旧工事であろうと推定したが、

確証がなかつた。そこへ最近思

いがけず、この工事の経緯に触

れた記事が他村の古文書の中に

見つかつたのである。同郡加計

村香草（現加計町香草）の井上

（上野屋）家所蔵の「嘉永始続年

代記」がそれで、別記したよう

に、所は坪野村本郷で間違いな

く、現場は「惣囲ひ石垣流損所」

と呼ばれている。これは藩から奉行が出張し

て指揮・監督する大がかりな「御普請」であ

るため、上野屋の当主が藩から命じ

られて出役、高札通りの工期を六九

日間詰めたこと、工費節減につとめ

て褒美に銀二〇目を貰つたことなど

が誌されている。

当時「川除け」と呼ばれた治水工

事だが、高札の裏書きによれば別に

水制工である「水剝」が築かれてお

り、それは少なくとも一番から五番

まであつたことがわかる。こちらは

「村調」とあつて年代記には見えない

（文書調査員 西藤義邦）

（前略）

△同六癸丑年

一、坪野村本郷惣開ひ

同谷勘十郎様御出張ニ付、

御上御普請ニ相成、此度

御番組

久保田尚三郎様

右見合井米銀方

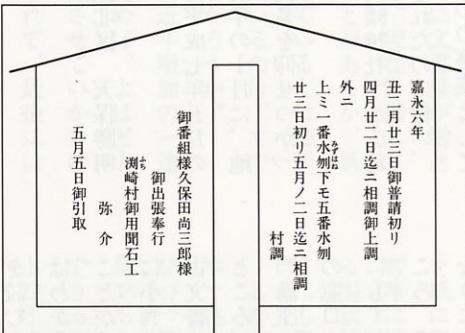
引受出役三左衛門へ被為仰付、

二月廿一日付

出勤、五月四日迄六拾九日相勤、

五月五日帰宅、

（後略）



数年前、山県郡加計町坪野の拙宅の土蔵から、江戸時代末期に普請場に立てたと思われる高札が出てきた。表は現場での喧嘩口論を禁じ、遅滞を戒める注意書きだが、裏面にも墨書きがあつて、嘉永六（一八五二）年の年号や工期、奉行と石工の名などが見える。當時、工事に携わつたわが先祖が、思いついで粗板のまま書き付けておいたとみえて、滲んで読みづらいがなんとか別記のように筆写してみた。

高札には地名がないので、旧山県郡坪野村

と呼ばれている。これは藩から奉行が出張し

て指揮・監督する大がかりな「御普請」であ

るため、上野屋の当主が藩から命じ

られて出役、高札通りの工期を六九

日間詰めたこと、工費節減につとめ

て褒美に銀二〇目を貰つたことなど

が誌されている。

当時「川除け」と呼ばれた治水工

事だが、高札の裏書きによれば別に

水制工である「水剝」が築かれてお

り、それは少なくとも一番から五番

まであつたことがわかる。こちらは

「村調」とあつて年代記には見えない

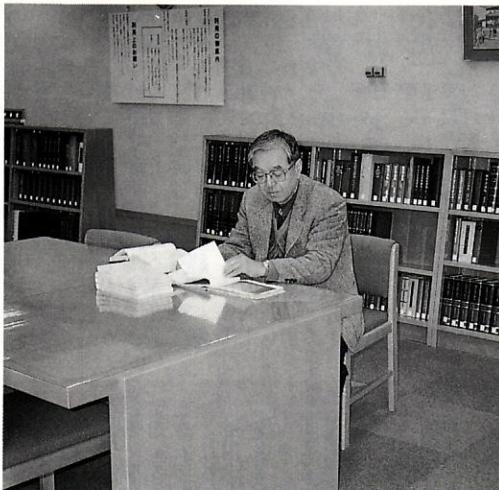
（文書調査員 西藤義邦）

## 古文書との出会い

広島市安佐北区 天保勝明

私が古文書と出会ったのは平成七年五月のことでした。それは、私が前年の十月に、地元「西八幡神社」の氏子総代長を仰せつかつたことに遠因があります。

実は平成六年、この「西八幡神社」が広島市の重要有形文化財に指定されたのに伴い、この榮誉を長く記念するための事業として「記念碑」の建立や「桜の植樹」などを実施しましたが、そのなかの一つに『神社誌』を発刊しようという話が持ち上がりました。そして、その執筆・編集の役目を私が背負うこととなつたのです。そこで、早速、史料収集に取り掛かつたのですが、何處にどんな史料があるのか、さっぱり検討もつかないまま、まるで雲を掴むような状態での史料収集を開始したのです。その結果、平成七年五月中旬から県立文書館に三回も通うこととなり、そこで最初に出会つた古文書が正徳五（一七一五）年「高宮郡かるが村寺社畝高御改調帳」でした。ところが残念ながら、私には古文書



を読む力がありませんでした。ところどころはわかるのですが、全体の文書を正確に読むことができず、腹立たしい思いで、まさに「猫に小判」の有様でした。このような状態では、古文書による史料収集は無理かと思つていたところ、ちょうど、六月から「古文書解説入門講座」が開催されるというチラシが文書館の窓口カウンターに置いてあつたのです。藁にもすがる気持ちで直ちに申し込みをしたところ、幸いにも受講することができ、曲がりなりにも読むことができるようになりました。

そして、昨年十一月末、ようやく『西八幡神社誌』をなんとか発刊するところまで漕ぎ

着けたのです。  
現在も古文書解説中級講座を引き続き受講中ですが、いまだに難しく、すらすらと読むことはできません。しかし、せっかく神社のご縁で巡り合つた古文書です。この機会には非とも一応の理解力や知識をつけ、郷土史の掘り起こしに役立てたいと、頑張っているこの頃です。

### （他館紹介③）

秋田県公文書館

秋田県公文書館は、平成五年十一月にオーブンしたばかりの最新館で、ハード面だけでなく、公文書の移管システムの面でも先進的で、見習うべき点が多い。

図書館との複合館として、県庁や市役所のある山王地区に立地している。施設の総延べ床面積は一万二四四五・七m<sup>2</sup>、公文書館専用面積は二〇三八・七m<sup>2</sup>、うち書庫面積は一四六九m<sup>2</sup>である。

収蔵資料は、公文書についてみると、明治期七三一一冊、大正期一七三八冊、昭和戦前期一二三五冊、計一万二二八四冊がすべて整

理済みで、そのうち一万〇二六八冊が公開されている。

古文書は県立図書館から移管されたものを中心に簿冊二万点など約五万点が閲覧可能になっている。公文書・古文書とともに美しい充実ぶりで、開館間もない時点これだけの財産（資料）で営業できることは、関係者の尽力に敬意を表するとともに、戦前の県庁文書がほとんどない広島県から見れば羨ましい限りである。

秋田県では、保存期間の経過した文書（長期保存文書は一〇年経過時点）は、すべて公文書館に引き継がれ、いったん公文書館に

受け入れたのち選別することになっている。

そのため戦後の公文書は、一〇万冊を越えており（このうち七年度の引継数量は本庁分三七七六冊、地方機関分七〇九九冊）、書庫はすでに満杯に近い。これらの戦後公文書については、永久保存価値を有する文書を選別・整理し、原課と協議の上、可能なものは公開利用に供することになっている。（安藤福平）

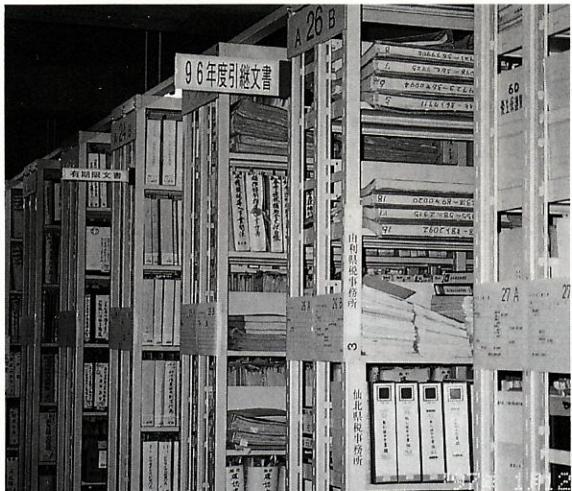
中国・四国地区文書館等職員連絡会議  
平成八年六月現在で、全国の都道府県立文書館およびその類似施設は二六館ありますが、どの館でも、文書館の普及啓発・利用促進について苦労の多いところです。

当館では、昨年の十二月三日と四日、中国・四国地区的各県および政令都市（広島市）の文書館等職員による連絡会議を開催しました。

前回の文書館だより第八号のうち、「平成7年度収集のおもな古文書」の中で、吉原家住宅を広島県重要文化財と紹介しましたが、同じく広島市の（公）文書館が毎年持ち回りで開いているもので、各県での文書館業務の問題点やこれから文書館の建設を進めていくこうとする県での取り組みなどについて率直に意見交換しています。今年度の会議では、とくに県



府における文書の管理と文書館への公文書移管の問題点を中心的に活発な討議を行いました。  
図書館や博物館に比べ、文書館という施設は、一般にはまだ十分に知られていません。歴史資料として重要な公文書や



## 収蔵文書目録第四集の刊行

今年度に刊行する収蔵文書目録第四集には、高宮郡上中野村・永井家文書目録と同郡勝木村・重川家文書目録を収録した。

永井家・重川家とともに、藩政期に庄屋を勤め、明治初期には少長や用係などの公職に就くことによつて残された文書群である。上中野村と勝木村は地域的にも同じ郡内で比較的近く（両村とも現在の広島市安佐北区可部町）、残存する文書の年代も幕末から明治期が中心であり、この二つの家文書には共通する点が多い。

ただ、当然ながら残された文書の性格はそれぞれ異なつてゐる。

たとえば、上中野村が藩の蔵入地（直轄地）であつたのに対し、勝木村は給知（知行地）村であり、このため重川家文書には給庄屋関係の文書が多く含まれている。



永井家文書(上)・重川家文書(下)

両家の文書とも文書館が受け入れる以前にすでに整理の手が入つてゐたが、特に永井家文書は戦前に整理が行われ、多くの文書が台紙に貼られたり、軸のない巻子に仕立てられたりするなど、形狀的にも特徴がある。

従来、この二家の文書は一部が紙焼き写真となつていて当館でこれを閲覧提供してきたが（複製資料目録第一集に掲載）、今回の目録刊行によつて全体を閲覧利用することが可能になった。

（長沢 洋）

## 利用案内

### ■開館時間

※月～金曜日 9時～17時  
※土曜日 9時～12時

### 休館日

※日曜日、国民の祝日及び振替休日  
※年末年始（12月28日～1月4日）

※交通 JR広島駅よりバス（広島港行き）又は路面電車（紙屋町経由宇品行き）いずれも、広電本社前下車徒歩7分  
広島県情報プラザ2F

新春之御慶珍  
重ニ候、猶以不レ可有  
一腰青銅百疋令進  
入候、寔表御吉事計候、  
猶期ニ永日ニ候、恐々謹言、  
正月四日 隆景（花押）  
猶崎三河守殿  
御宿所

### 【表紙文書解説文】

広島県立文書館だより 第9号

平成九年（一九九七年）三月二十五日発行

編集発行 広島県立文書館

広島市中区千田町三丁目七一四七

電話 082-245-8444  
印刷 広島印刷株式会社